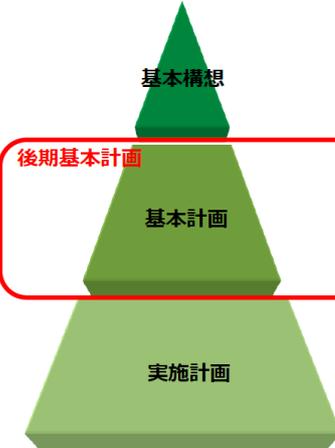


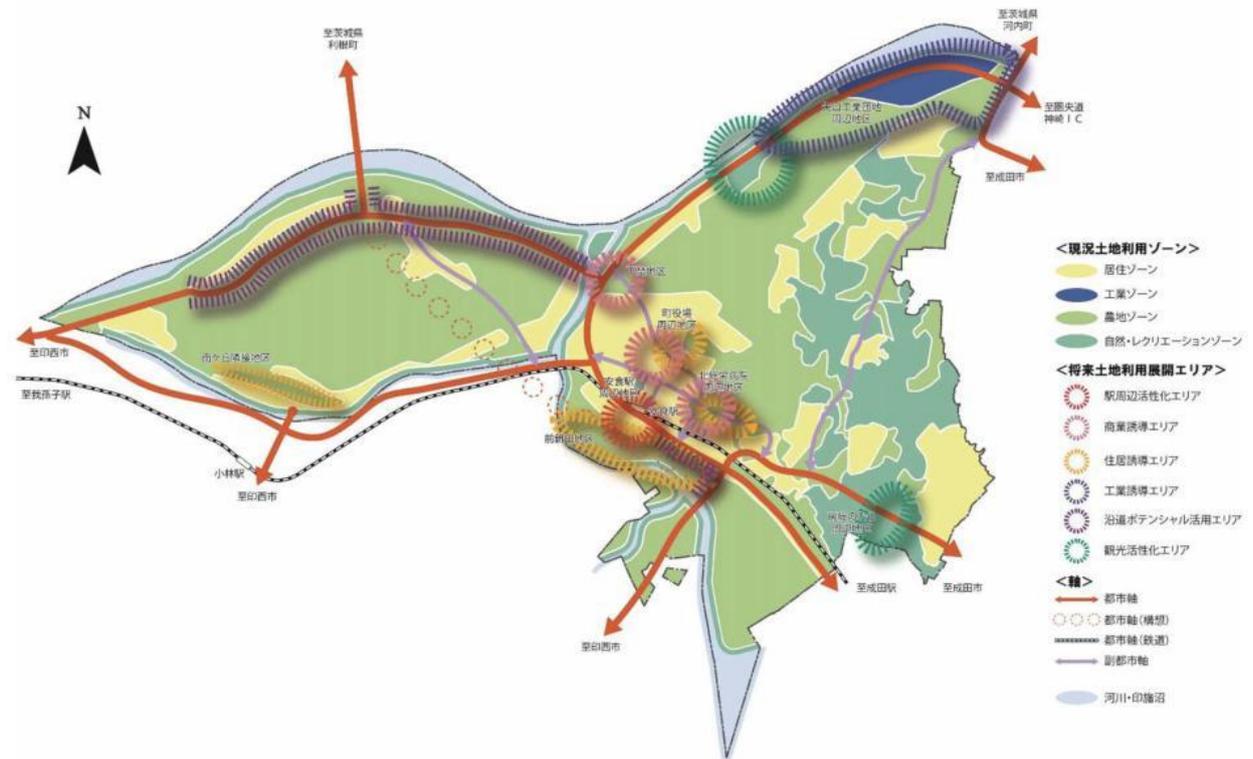
2 上位関連計画等の整理

| 1) 栄町第5次総合計画 後期基本計画（案） | |
|------------------------|--|
| ■目標年次 | 令和5年度～令和8年度 |
| ■将来像 | <p>1. まちづくりの基本理念</p> <p>● 誇りと愛着のもてる まち ●</p> <p>2. 将来像</p> <p>ひとが元気 まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ</p> <p>3. 計画の構成と期間</p>  <p>●基本構想 基本構想は、本町の現状と課題を明らかにするとともに、まちづくりの基本理念とあるべき姿（将来像）、また、これらを実現するための施策の基本目標と大綱を定めるものです。 令和元年度を初年度とし、令和8年度を目標年次とする8年間とします。</p> <p>●基本計画 基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるもので、それらの施策を推進するための指針となるものです。 基本構想期間の8年間で前期・後期に分け、各4年間とします。</p> <p>●実施計画 基本計画を計画的かつ戦略的に推進していくための実行計画で、事業の優先度を明確にし、基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業内容を示すものです。 毎年度見直しを行うローリング方式により策定するものとします。</p> |
| ■地域公共交通の位置づけ | <p>●鉄道の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが利用しやすい駅にするため、施設のバリアフリー化対策と公共施設との複合化を推進 町民が安全で安心して通行できるよう、老朽化した南北自由通路にバリアフリー化対策を講じるなど改修工事を実施 成田線利用環境向上のため、増発や接続改善などについてJR東日本に対し積極的に要望活動を行うとともに、沿線活性化のためのイベントなどを実施 安食駅の利便性の向上を図るため、窓口営業時間外の券売機の稼働や非常停止ボタンの設置などについて、JR東日本に対し積極的に要望活動を実施 <p>●交通ネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の生活交通として重要な安食駅から竜角寺台間の路線バスについて、事業者を支援し運行を維持 公共交通空白地域の解消と高齢者など車を運転できない町民の移動手段を確保するため、町内循環バスを運行 町民の移動手段の選択肢を広げるため、県道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通に合わせ、安食駅から成田スカイアクセス線印旛日本医大駅方面へのバス路線の実証実験を実施 |

2) 栄町都市計画マスタープラン（平成 27 年 4 月）

| | |
|---------------|---|
| ■ 将来像 | ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ |
| ■ 目標年度 | 2015（平成 27）年度～2034（令和 16・平成 46）年度 |
| ■ 都市づくり目標 | <ul style="list-style-type: none"> ● 目標 1：賑わい創出に向けた都市づくり ● 目標 2：雇用の場の創出に向けた都市づくり ● 目標 3：居住地の受け皿づくり拡大に向けた都市づくり |
| ■ 将来フレーム | 目標人口：23,000 人（2034（令和 16・平成 46）年 |
| ■ 地域公共交通の位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> ● 将来土地利用展開エリア <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の結節点として、多くの住民が日常的に利用する駅周辺に「駅周辺活性化エリア」を配置 ・観光客や住民の暮らしを支える店舗の集積を図るなど、にぎわいの創出に向けたエリアの形成 ● 公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・安食駅周辺地区では、本町の生活を支える公共交通の結節点としての機能の向上と、店舗・事務所などの立地、集積を図ります。 |

■ 土地利用構想



3) 栄町立地適正化計画（令和4年7月）

■ まちづくりの基本方針

<将来像>
ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ

<まちづくり目標>

【メインターゲット】
多世代集住型
コンパクトシティへの再構築

<施策・誘導方針>

**<メインターゲット：多世代集住型コンパクト
シティへの再構築>**

- ニーズに対応した都市機能が集積する拠点を形成する
- 利用しやすい公共交通を確保する
- 災害に対する暮らしの安全性を高める

（サブターゲット）

【サブターゲット①】
高齢者等が安心してずっと暮らせるまち

- 安全で歩きたくなる空間を確保する
- 生活スタイルの変化に対応した住み替えを支援する

【サブターゲット②】
若者・子育て世代が移り住んで快適に暮らせるまち

- 良質な都市基盤施設の整ったエリアへ居住を誘導する
- 広域的な機能分担を視野に入れた道路ネットワークを構築する

■ 地域公共交通の位置づけ

- 多世代集住型コンパクトシティ
 - 施策・誘導方針メインターゲット-2:利用しやすい公共交通を確保
 - ・鉄道の利便性向上
 - ・バス交通の利便性向上
- 高齢者が安心してずっと暮らせるまち
 - 施策・誘導方針サブターゲット①-1:安全で歩きたくなる空間を確保
 - ・歩行空間の確保・適切な維持管理
 - ・バリアフリー化の推進

■ 誘導施設・誘導区域

誘導施設・誘導区域

■都市機能誘導区域

まちづくり目標（メインターゲット）である「多世代集住型コンパクトシティへの再構築」の実現に向け、暮らしの利便性と暮らしの場としての魅力を高めるため、誰もが日常的に利用する都市機能の集積を誘導するエリアとして、次の考え方から都市機能誘導区域を設定します。

【区域設定の考え方】

- ・都市計画マスタープランの将来都市構造において、拠点を位置づけられていること
- ・既に一定程度の都市機能が集積していること
- ・公共交通によるアクセシビリティが高いこと
- ・周辺に一定規模の人口配達が見込まれること
- ・災害に対する安全性が確保されること

■居住誘導区域

まちづくり目標（サブターゲット）である「高齢者が安心してずっと暮らせるまち」「若者・子育て世代が移り住んで快適に暮らせるまち」の実現に向け、高齢者が住み慣れた地域に住み続けることができ、かつ若者・子育て世代に暮らしの場として選ばれ、快適な居住環境を提供するエリアとして次の考え方から設定します。

【区域設定の考え方】

- ・適正な水準の人口密度の維持・誘導が見込まれること
- ・都市機能への公共交通によるアクセシビリティが高いこと
- ・良好な居住環境の確保が可能であること
- ・災害に対する安全性が確保できること

<区域別面積>

| エリア・地区 | 面積 (ha) |
|------------|-----------------|
| 安食駅周辺地区 | 6.1ha |
| 町役場周辺地区 | 5.6ha |
| 北総栄病院周辺地区 | 1.7ha |
| 都市機能誘導区域 計 | 13.4ha (39%) |
| 居住誘導区域 | 297.3ha (86.7%) |

※（ ）内は市街化区域面積(343ha)に占める割合
※居住誘導区域面積には、重複する都市機能誘導区域面積を含む

■都市機能増進施設（誘導施設）

暮らしの場としての利便性・魅力を高めるため、都市機能誘導区域に立地誘導または機能維持を図る施設として、まちづくり目標に則し、次の施設を設定します。

| まちづくりの目標 | 対象区域 | 機能・誘導施設(施設名等) |
|-------------------------|-------------------------------|---|
| 高齢者等が安心してずっと暮らせるまち | 安食駅周辺地区 | 介護福祉機能 ○地域福祉支援センター (介護保険法第115条の46条1項に規定する施設) 障がい福祉機能 ○障がい者福祉サービス事業所 (障害者福祉支援法に基づく施設) |
| 若者・子育て世代が移り住んで快適に暮らせるまち | 町役場周辺地区、安食駅・北総栄病院の各周辺地区及び核状区域 | 子育て機能 ○子育て施設支援わくわく等 (児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所) 商業機能 ○ショッピングセンター・スーパーマーケット (店舗面積が1,000㎡以上の商業施設) 医療機能 ○病院等 (医療法第1条の5第1項の施設) 教育/文化機能 ○文化ホール・図書館等 (各施設が、その設置及び管理に関する条例に基づく施設) |

※赤字の施設は「(仮称)誘導検討施設」を示す。

■交通ネットワーク形成の考え方

既存の施設や都市機能誘導区域に集積を誘導する施設は、前全体からの利用に供する施設であり、居住誘導区域や市街化調整区域の注ぎ地や集積地、また、都市機能誘導区域を指定しない遊歩道や電角台の市街地に於いては、バスなどの公共交通ネットワークにより、これら都市機能の利便性を維持・向上させます。

■都市機能検討区域・居住誘導検討区域

本計画に基づくコンパクトシティまちづくりを進めつつ、今後の人口や都市機能配置の動向に對照し、市街化区域への編入を検討して都市機能誘導区域もしくは居住誘導区域の設定を検討する区域です。

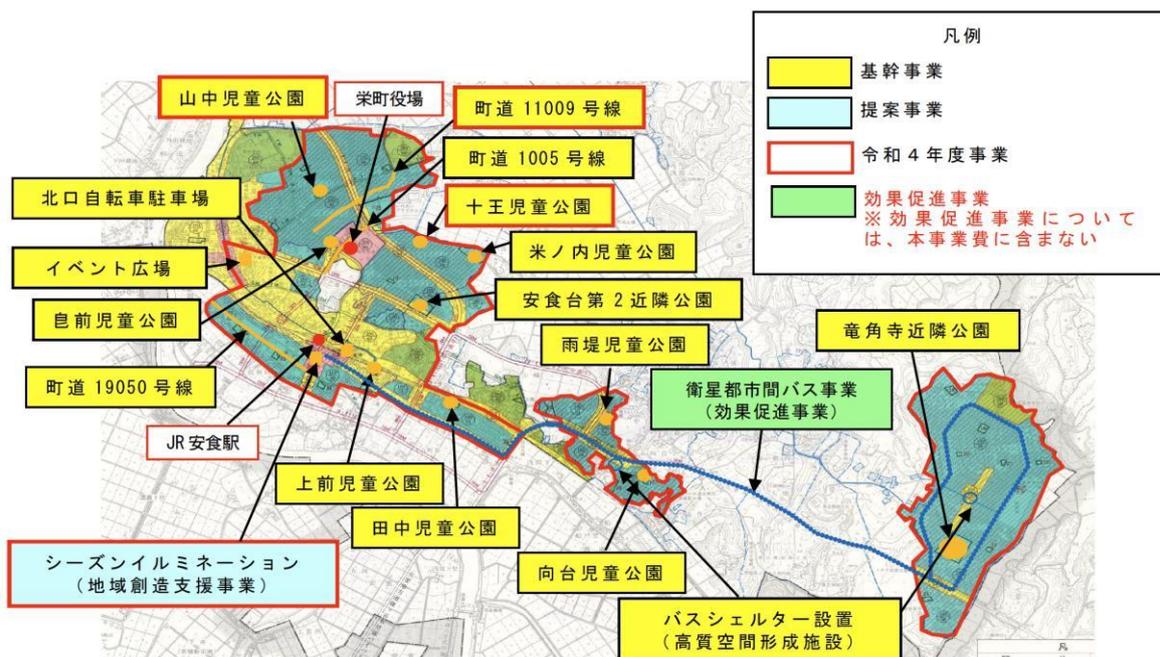
■(仮称)誘導検討施設

現在市街化区域に誘導する市街化調整区域に立地しているため、「誘導施設」としての設定は保留するものの、今後、当該区域の市街化区域への編入の検討とあわせ、誘導施設の設定を検討する施設です。

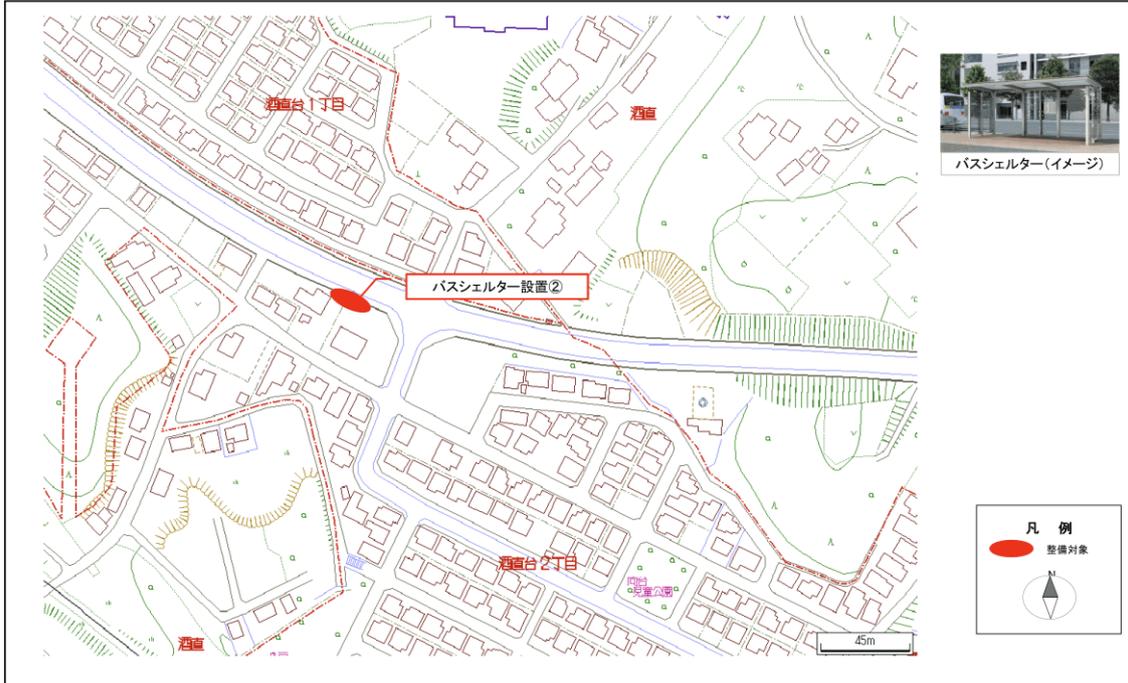
4) 安食駅周辺地区 都市再生整備計画事業 (令和3年10月)

■事業内容

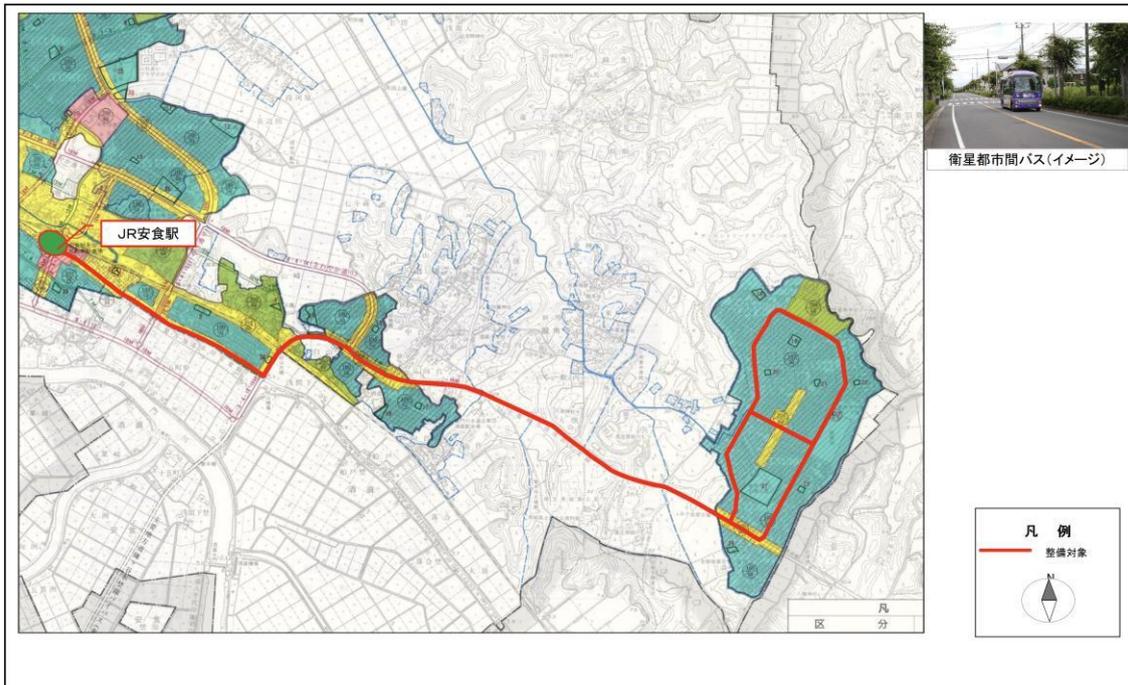
所在地：千葉県栄町
 事業主体：栄町
 面積：246.0ha
 交付期間：令和元年度～令和5年度
 事業費：全体 215.5百万円 (国費：86.2百万円)
 事業内容：道路整備、公園整備、イベント広場整備 等



バスシェルター②



衛星都市間バス



■ 地域公共交通の位置づけ

● バスシェルター設置事業

- 高質空間形成施設（路線バス主要停留所へのバスシェルター設置事業）
- 衛星都市を運行するバス路線で、特に利用者が多い主要バス停にシェルターを設置する。